住宅資金借用申込書

一般社団法人鹿児島県教職員共助会の「貸付事業に関する細則」を承知の上、下記のとおり申し込みます。

申込日 平成　年　月　日　一般社団法人　鹿児島県教職員共助会理事長　様

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円	借用理由	
				0	0	0	0		

申込人（※自筆のこと）					
所属所名				所属所コード	
職　名		給料月額	円	会員コード	
フリガナ				実印	
氏　名					
現住所					

建築（購入）予定地住所	

建築（購入）予定	区　分	金　額	広さ（㎡）	㎡単価	名　義　等
	家　屋	百万 千 円	㎡	円	名義
	土　地	円	㎡	円	名義　地目
	計	円	注 マンション購入・リフォームの金額は、家屋欄にご記入ください。		

資金調達計画					
自己資金		円	注 下記※印は、共助会で記入します。		
借入内訳	共助会	0 0 0 0 円	※月々　円	※ボーナス	円
		円	月々　円	ボーナス	円
		円	月々　円	ボーナス	円
資金合計		円	※月々　円	※ボーナス	円

家族（本人除く）	氏　名	年　齢	続　柄	勤務先（学生は学校名）	給料月額	その他の収入
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円

所属所確認・償還事務の取り扱い委任（所属所により該当項目が違います。）

1．借受人は、当所属所に所属しています。
2．毎月給料より控除し、償還することを借受人から委任されたことを確認します。
3．借受人が転任の場合は、転任先の償還事務引き継ぎを行います。

平成　年　月　日

所属所名
資金前渡職員（共助会係）　　印

償還方法

下記の①または②のうちいずれかを選び○で囲んでください。
※特に指定のない場合は月々払いのみの標準償還回数になります。

① 月々払いのみ
② 月々・ボーナス併用払い

標準回数（償還表のとおり）　回数指定　　回　（最長償還回数より少なく）

送金口座

① **郵便局総合口座**
記　　号〔　　〕　番　　号〔　　〕
口座名義カナ〔　　〕
口 座 名 義〔　　〕

② **その他の金融機関**
〔　　〕金庫・銀行・農協　〔　　〕支店・出張所・支所
預金種別〔 普 通 ・ 貯 蓄 〕　口座番号〔　　〕
口座名義カナ〔　　〕
口 座 名 義〔　　〕

※送金料は会員負担です。（九州労働金庫は不要です。）
※送金先が登録口座以外の場合は、本人確認の連絡をする場合があります。

受付日		理事長	専　務	常　務	部　長	係
貸付日						

※　この書類の記載内容については、送金目的以外に一切外部に出すことはありません。ただし、特に必要が生じた場合、借受人と協議します。
※　スタンプ式印鑑は不可。
※　訂正は、必ず書類に使用した印で処理してください。なお、借用申込金額の訂正はできません。
※　必ず借用証書（P45）と一緒に提出していただき、借用証書の印は、借用申込書の印と同一のものをご使用ください。

生活・特別・特別Ⅱ
住宅・教育奨学・引越等　資金借用証書

（資金の種類を〇で囲んでください）

収入印紙
10万円まで　200円
50万円まで　400円
100万円まで1,000円
110万円以上2,000円
割印

借用金額	百万	拾万	壱万	千	百	拾	円
				0	0	0	0

一般社団法人鹿児島県教職員共助会の「貸付事業に関する細則」の定めを承知のうえ、次の各条項を確約し、上記金額を確かに借用しました。

一般社団法人　鹿児島県教職員共助会理事長　様

1　償還期限は所定の償還回数の最終月の末日とし、同日までに期日を厳守し、元利金を遅滞なく償還します。
2　万一遅滞あるときは、償還期限前でも分割による償還の権利を失い、その残額を一括請求されても異存はありません。
3　退職の場合は直ちに退職金等で残額を一括償還します。
4　債権の実行、保全に要する経費および本契約不履行により生ずる損害は、借受人で負担します。
5　借り替え借用は、借用金額より既貸付分を相殺することに同意します。

借受人（※自筆のこと）			印
	所属所名		
	氏　　名		
	現住所		

貸付を受ける際の留意点
1　償還月額は元利均等償還方式で計算し、端数は最終回に精算します。償還は貸付の翌月からとし、償還金の納入期日は毎月その月末までとなります。ただし、ボーナスからの償還分については支給月の月末までとなります。
2　償還の途中であっても残額の一部償還または全額を一括償還することができます。ただし､月々･ボーナス併用払いについては、一部償還はできません。
3　貸付利率は業務細則によります。
4　この書類の記載内容については、一切外部に出すことはありません。ただし、特に必要が生じた場合借受人と協議します。

記入上の注意点
1　借用金額の訂正は無効です。
2　借用金額は５０万円までは５万円単位、５０万円以上は１０万円単位で記入してください。
3　訂正は、必ず書類に使用した印で処理してください。

受付日		理事長	専　務	常　務	部　長	係
貸付日						